

2021年 公益財団法人日本バドミントン協会 日本代表選手選考基準

2020年東京オリンピック・2024年パリオリンピック対策プロジェクトと位置付け、ナショナルチームを日本代表選手A代表・B代表・ジュニア代表のチーム構成とし、それぞれ下記内容の選考基準で選考し編成する。

- 1 日本代表選手（ナショナルチーム）のチーム基本構成
 - (1) A代表 男女各12名程度
シングルス 男女各4名 ダブルス 男女各4組
但し、混合ダブルスとダブルスは兼ねる場合がある。
 - (2) B代表 男女各12名程度
シングルス 男女各6名 ダブルス 男女各3組
但し、混合ダブルスとダブルスは兼ねる場合がある。
 - (3) ジュニア代表
U19・U16・U13の3カテゴリーに分けて編成し、対象年齢選手を基本としてジュニア強化部で選考する。
- 2 日本代表選手（ナショナルチーム）混合ダブルス 3組程度
- 3 日本代表選手（ナショナルチーム）A代表・B代表の選考方法
 - (1) 2020年度全日本総合選手権大会
シングルス 男女各 1位・2位
ダブルス 男女各 1位・2位
 - (2) 2020年度日本ランキング（2020年5月8日発表の日本ランキング）
シングルス 男女各 1位
ダブルス 男女各 1位
 - (3) 前年度2020年日本代表選手A代表については、2021年日本代表選手A代表に選出されなかった場合においても、オリンピックレースである2021年4月末までエントリーを認めるが、自費派遣とする。
 - (4) 選手強化本部推薦選手・年齢制限なし。
 - (5) 日本代表選手選考後にA代表チーム・B代表チームを決定する。（混合ダブルスを含む）
- 4 日本代表選手（ナショナルチーム）ジュニア代表の選考方法
選手選考会を実施し、ゲーム成績、フィジカル、適正、将来性、過去の成績等を総合的に評価する。
- 5 日本代表選手の見直しについては、選手強化本部において、基準対象期間内に見直しをすることができる。（基準対象期間内：1月1日～12月31日）
- 6 強化活動（合宿・国際大会協会派遣）に関して、日本代表選手（ナショナルチーム）A代表・B代表・ジュニア代表のスタッフにより、競技力向上を目的に相互交流も含め該当選手の強化に努める事とする。

国際大会出場基準

- 1 オリンピック、世界選手権、トマス杯・ユーバー杯、スディルマンカップ、アジア大会、アジア選手権の6大会は日本代表選手（ナショナルチーム）A代表・B代表を中心として選手強化本部で選手選考を行う。Super 500以上の国際大会は、日本代表選手（ナショナルチーム）A代表をエントリーする。但し、選手強化本部が認めた場合、日本代表選手（ナショナルチーム）B代表の選手も出場することができる。
- 2 日本代表選手（ナショナルチーム）A代表・B代表・ジュニア代表が自費で国際オープン大会に出場希望する場合、事前に選手強化本部長の許可を必要とする。
- 3 選手が自費で国際オープン大会に出場しようとする場合は、「2021年国際大会自費参加基準及びエントリー要項」、「2021年国際ジュニア大会自費参加基準及びエントリー要項」による。
- 4 サポートコーチ制度について
国際大会期間中において、日本代表ヘッドコーチの管理・コントロールを条件として各チーム2名までのスタッフ（監督及びコーチ）のサポートを認めることとする。但し、チーム戦は認めない。また、事前に事務局に申請すること。全ての費用は自費とする。チームからの希望があればIDカード、ホテル予約は協会がサポートすることとする。
- 5 日本代表選手（ナショナルチーム）A代表・B代表・ジュニア代表の行事期間中（国際交流会、日本代表強化合宿他）は該当する他の日本代表選手の自費による国際大会出場を認めない。但し、選手強化本部長が許可した場合を除く。

日本代表選手の海外大会派遣費用について

- 1 アジア大会、トマス杯・ユーバー杯、スディルマンカップ等団体戦の場合は、費用は全て日本協会が負担する。
- 2 国際大会及び海外合宿は、1大会、1合宿につき選手1人50,000円の負担金を徴収する。但し、補助対象事業等は別に定める。また、高校生以下については別途扱いとする。
日本協会は、集合離散費、海外宿泊費（朝食付き）、航空運賃、海外旅行保険を負担する。
（昼食、夕食、飲料水等は個人負担）

日本代表選手の国際大会派遣基準

- 1 国際大会において、日本協会が派遣した選手の事故等にかかる補償については、日本協会の加入している海外旅行保険の範囲内において適用することとする。
上記海外旅行保険適用範囲とは、集合離散（出発時の国際空港から帰国後の国際空港までとする。）
- 2 国際大会の自費派遣については、各所属において日本協会同等もしくはそれ以上の海外旅行保険に加入し、事故等にあつたときはその保険を適用するとともに、その加入保険の写しを日本協会に事前に提出すること。
- 3 国際大会において、日本協会が派遣した選手が事故等にあつたときは、日本協会が誠意をもって各所属と連携し開催国と対応することとする。